

議案第138号

控訴の提起についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成20年 9 月 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、控訴の提起について次のとおり専決処分する。

平成20年 8 月 28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起する。

- 1 当 事 者 控 訴 人（第1審被告） 川 崎 市
被控訴人（第1審原告）

2 控訴の要旨

横浜地方裁判所川崎支部平成19年（ワ）第438号所有権移転登記手続請求事件の第1審判決は、1344番1所在の市有地の一部（以下「本件土地部分」という。）について、原告が、20年間占有したことによって所有権を時効取得したとして、被告に所有権移転登記手続を命じた。

本件の訴訟において、本市は、原告が本件土地部分の占有を開始した当時、原告の占有が所有の意思がないものとされる他主占有であったこと、及び本件土地部分が公用財産であることから、取得時効は成立しないものであると一貫して主張してきたところであり、これらが認められなかった上記判決には承服しがたいことから、控訴するものである。

- 3 管轄裁判所 東京高等裁判所

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

理 由

第1審判決書の正本が平成20年8月20日に送達されたことにより、民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内（同日から同年9月3日まで）に、本件控訴を提起する必要があるため

参考資料

1 事件の概要

別紙物件目録記載3の土地（以下「旧1344番1の土地」という。）の一部（132平方メートル）について、本市は、昭和13年ころから借地により消防団器具置場として使用してきた。

旧1344番1の土地は、昭和34年2月27日、別紙物件目録記載1の土地（以下「1344番1の土地」という。）及び同目録記載2の土地（以下「1344番3の土地」という。）に分筆され、1344番3の土地については、昭和34年3月5日、所有者から原告の父が取得し、同日、所有権移転登記がされ、原告が、昭和43年4月17日、原告の父から贈与を受け、同月19日、所有権移転登記がされた。

1344番1の土地については、昭和56年10月23日、所有者から川崎市土地開発公社が買い取り、同月29日、所有権移転登記がされ、昭和58年6月3日、同公社から本市が買い取り、同日、所有権移転登記がされ、本市が、消防団器具置場として引き続き使用してきた。

原告は、別紙図面ロ、ハ、ニ、ヌ、ル、ヲ及びロの各点を順次直線で結ぶ線により囲まれた範囲内の土地について、原告の父から、贈与に際し、当該土地を含めて1344番3の土地であるとの説明を受けたので、これを信じて占有を開始し、別紙物件目録記載4の共同住宅の敷地の一部として占有してきたことなどにより、取得時効が完成したとして、本市に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めた事件である。

2 横浜地方裁判所川崎支部平成19年（ワ）第438号所有権移転登記手続請求事件

平成19年6月 1日 訴えの提起

原告

被告 川 崎 市

平成 20 年 8 月 20 日 判決（横浜地方裁判所川崎支部）

平成 20 年 8 月 20 日 判決書正本送達

判決の主文

(1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載 1 の土地のうち、別紙図面の口、ハ、ニ、ヌ、ル、ヲ及びロの各点を順次直線で結ぶ線により囲まれた範囲内の土地 46.53 平方メートルにつき、昭和 43 年 4 月 17 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 控訴の提起

平成 20 年 9 月 2 日